

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3289） 環境局事業部一般廃棄物指導課（06-6630-3269）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	廃棄物再生利用業者の指定の取消し等
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号若しくは第2条の3第2号による指定又は同法施行規則第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定による指定を受けたものが、違反行為等を行った場合に、大阪市長が指定の効力の停止や指定の取消しを行う。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第40条、第40条の2 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html)
処分基準	<p>I 指定の効力の停止</p> <p>市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき</p> <p>(2) 第35条第1項各号又は第2項各号に規定する基準に適合しなくなったとき（第40条の2第1項第1号又は第2号に該当するときに除く。）</p> <p>(3) 第36条の規定により当該指定に付した条件に違反したとき</p> <p>II 指定の取り消し</p> <p>市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第15条の2第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>(2) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>(3) 次号に掲げる場合を除き、第40条第1号に該当し情状が特に重いとき</p> <p>(4) 第40条の規定により指定の効力を停止された期間中に法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定に違反して廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったとき</p> <p>市長は、廃棄物再生利用業者が第40条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>III 市長が行う不利益処分については、大阪市再生利用業者に係る不利益処分要綱参照</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html （規則） https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000383478.html （要綱）
備考	